

○環境省告示第五十号

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第二条の施行に伴い、環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十七年環境省告示第五十九号）は、平成二十九年五月二十九日限り、廃止する。

平成二十九年五月二十九日

環境大臣 山本 公一